

I 奨学事業 1

(公財) 日本教育公務員弘済会山口支部

令和6年度 大学・専門学校等貸与奨学生 募集要項(無利子)

向学心に富みながら経済的理由により修学困難な学生に奨学金を貸与する。

趣 旨	勉学意欲がありながら経済的に困窮する学生に奨学金を貸与することにより有為の人材の育成に資する。						
資 格 採用予定人数 30名	学校教育法の規定に基づく国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校(但し、第4学年以上の在学学生に限る)、専修学校専門課程およびそれらに準ずる学校に在学(新たに入学した者、既に在学している者を含む)し、学資金の支払が困難と認められる者とする。(正社員等安定した収入が見込まれる者は該当しない。アルバイトやパートは除く。) 奨学生の親権を行う者(奨学生志望者が成人の場合はその父母または本人)が山口県在住または在勤していること。 令和6年4月1日時点で30歳未満であること。						
貸 与 額 貸与時期 令和6年 8月上旬予定	最短修業期間とする。 修業期間1年につき25万円以内とし最高100万円とする。 <table border="1"><tr><td>大 学</td><td rowspan="5">} 25万円×2年間=50万円 (最短修業期間により年数は異なります)</td></tr><tr><td>短 大</td></tr><tr><td>大 学 院</td></tr><tr><td>高 等 専 門 学 校</td></tr><tr><td>専 修 学 校 専 門 課 程</td></tr></table> <p>※途中学年からの貸与は残存修業期間(留年した年次は含みません) 例:申請時大学2年生の場合(2~4年生までの3年間)貸与可能額75万円</p>	大 学	} 25万円×2年間=50万円 (最短修業期間により年数は異なります)	短 大	大 学 院	高 等 専 門 学 校	専 修 学 校 専 門 課 程
大 学	} 25万円×2年間=50万円 (最短修業期間により年数は異なります)						
短 大							
大 学 院							
高 等 専 門 学 校							
専 修 学 校 専 門 課 程							
申 請 期 間	令和6年4月1日(月)~6月20日(木)【必着厳守】						
申 請 書 類 【①~④】 を揃えて山口支部 まで提出してくだ さい(住所裏面) ①②の様式及び 記入例は山口支部 HP(詳細裏面下) からダウンロードでき ます。 【ご注意】 不備書類は返却・再 提出となります。 記入・押印の再確認 と早めの提出をお願 いします。	①「奨学生申請書」(様式1) 「奨学生申請書記入例」を参考に記入してください。 申請書下段あたりに記載している(注)1~3を要確認 ◆連帯保証人(父母等)は「印鑑登録証明書」を発行可能な者とする。 (「印鑑登録証明書」は採用内定後の提出書類ですので申請時には送らないでください) ◆「奨学生住所」は実際に住んでいる住居の住所を記入すること。 ◆「携帯電話」(奨学生)は必ず記入すること。(所持していない場合は連絡のつく電話番号) ◆奨学金振込口座は 奨学生本人名義の預金口座 に限ります。 ※奨学生及び連帯保証人がそれぞれ自署する箇所があるので、双方別居されている場合は早目の準備をお勧めします。 ②「貸与奨学生付属調査票」(様式4) 様式裏面の「調査票の記入に当たって」及び「貸与奨学生付属調査票記入例」を参考に記入してください。 原則奨学生が記入すること。(やむをえない場合は父母等でも可) ③ 所得を証明できるもの【令和5年1月~12月の間の収入の証明】 「貸与奨学生付属調査票」裏面(真ん中あたり)の〈収入・所得の種類 の分類について〉を参考に該当する種類のところの収入証明書を提出し てください。父母及び父母以外の連帯保証人のものを提出 (奨学生本人・連帯保証人でない兄弟姉妹・祖父母は除く) ※ 給与収入の場合は源泉徴収票のコピー可 ※ 所得証明書を添付する場合は令和6年6月頃に発行される「令和6年度 (令和5年分)所得証明書」であること。(コピー可) ④「在学証明書」【原本】 令和6年4月以降に発行されたもの。						

<p>提出先 (お問合せ先) 令和6年6月20日 必着</p> <p>発着記録の残る方法 (特定記録郵便・書留郵便・レターパック等) で送ってください。</p> <p>上記方法以外で送付された場合の未着・遅延等で生ずる不利益に当支部は責任を負いかねます。</p>	<p>〒745-0041 周南市戎町 2-3 (公財)日本教育公務員弘済会 山口支部</p> <p style="text-align: center;">!! 重要 !!</p> <p><u>申請書等が当支部にて受理できる頃(発送されてからおおむね1週間後)に申請者(奨学生)ご本人より当支部へ電話をかけてきてください。</u></p> <p>申請者(奨学生)ご本人に対してこの貸与奨学金の申請についてのご説明および意思確認をいたします。(返還義務や返還方法等) これは当会貸与奨学金への申請者(奨学生)ご本人の理解を深める趣旨として行います。</p> <p>申請者(奨学生)ご本人から電話がなかった場合は申請不受理、最終的には内定取消となる場合がありますので必ず電話をしてください。</p> <p style="text-align: center;">山口支部 電話番号 0834-21-8083 受付時間 9時～16時45分(平日のみ)</p>
<p>返還方法等</p>	<p>① 貸与額:100万円…大学卒業の年から10年以内の年賦返還(無利子) ② 貸与額:75～25万円…卒業の年から8年以内の年賦返還(無利子) ①②とも第1回返還月は卒業年の12月とし、以後毎年12月が返還月です。</p> <p>延滞金について 奨学金の年賦返還を延滞したとき、当会奨学金貸与規程により未返還分に対し半年ごとに1.5%の延滞金が生じます。</p> <p>例: 貸与奨学金100万円:返還年数10年間(10万円×10回) 奨学生が大学等卒業した年の12月末に10万円を返還せず次年の6月末までにも返還なき場合、返還されなかった10万円に対し延滞金が1,500円となります。</p>
<p>採用可否通知</p> <p>申請者多数のため予算額を超える場合はご希望に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。</p>	<p>当会委嘱の選考委員会(令和6年6月29日開催予定)の議を経て採用内定可否決定後、当会本部へ推薦し、本部での最終審査を経て採用決定します。 ※採用内定可否通知書は7月上旬～中旬(山口支部より)・採用決定兼送金通知書は8月上旬～中旬(本部より)に連帯保証人住所へ送付します。 ※貸与奨学金についての書類は連帯保証人住所へ送付となります。 奨学生住所への発送を希望する場合は申請書送付時にお知らせください。</p>

- 【備考】**
- ◆ **採用内定後に「奨学金借用証書」「貸与奨学金誓約書」「印鑑登録証明書【原本】(連帯保証人のみ)」(内定日より起算して3ヶ月以内に発行のもの)を提出していただきます。7月上旬～中旬に採用内定通知書に借用証書等と要項を同封して送付します。**
 - ◆ 過去に当会貸与奨学金をうけたことのある者は山口支部へ連絡してください。奨学生毎100万円までしか貸与できないため貸与可能額及び資格の確認をします。
※当会より高校3年次等に給付した奨学金は含みません。
 - ◆ 貸与資格対象の最短修業期間の年数の中に留年した学年は含みません。
 - ◆ 申請書類①②は記入したものの原本を提出してください。(記入したもののコピーでの提出不可)
 - ◆ 奨学生は卒業時(返還開始年)に成果報告書を提出します。
当会本部より卒業年の2月頃に返還についての通知と成果報告書の用紙を送付します。
 - ◆ 要項及び申請書等がダウンロードできない場合は山口支部まで連絡してください。郵送します。
 - ◆ この貸与奨学金は他団体の貸与奨学金との併用および当会募集の大学給付奨学生(予約型)への申請も可能です。

個人情報の取扱いについては当支部HP

<https://www.nikkyoko.or.jp/company/yamaguchi/index.html> をご覧ください。

【(公財)日教弘山口支部HP】

日教弘山口支部

🔍 検索